



令和 7 年 6 月 24 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調 査 官 大村 達哉

室長補佐 柏木 貴久子

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

令和 6 年労使コミュニケーション調査の概況

目 次

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
主な用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
利用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁

結果の概要

〔事業所調査〕

1 労使関係についての認識・・・・・・・・・・・・	5 頁
2 労使コミュニケーションを重視する内容・・・・・・・・	5 頁
3 労使協議機関に関する事項・・・・・・・・・・・・	6 頁
4 職場懇談会に関する事項・・・・・・・・・・・・・・	8 頁
5 苦情処理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
6 外部の機関等の利用に関する事項・・・・・・・・	12 頁

〔労働者調査〕

1 労使コミュニケーション全般に関する事項・・・・・・・・	13 頁
2 労働組合に関する意識・・・・・・・・・・・・・・	15 頁
3 労使協議機関の有無及び協議内容等の認知度・・・・・・・・	18 頁
4 個人の処遇等に関する事項・・・・・・・・・・・・	19 頁

令和 6 年労使コミュニケーション調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス（ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html> ）

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者30人以上を雇用する民営事業所のうち、産業、事業所規模別に層化無作為抽出した約5,500事業所（うち、労働者調査を実施したのは約900事業所）

(4) 労働者

事業所調査の調査対象事業所を産業、事業所規模別に層化し、事業所を第一次抽出単位、当該事業所において雇用される労働者を第二次抽出単位とした層化二段無作為抽出によって抽出した約6,400人の労働者

3 調査事項

[事業所調査]

- (1) 事業所の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労使協議機関に関する事項
- (4) 職場懇談会に関する事項
- (5) 苦情処理に関する事項
- (6) 外部の機関等の利用に関する事項
- (7) 労使関係についての認識

[労働者調査]

- (1) 個人の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労働組合に関する意識
- (4) 労使協議機関に関する事項
- (5) 個人の処遇等に関する事項

4 調査の時期

令和6年6月30日現在の状況について、同年7月に調査を行った。

5 調査の方法

（事業所調査）

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、調査対象事業所に対し、事業所調査票を直接又は郵送により配布した。調査対象事業所が記入後、郵送又はオンラインにより提出した。

（労働者調査）

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、事業所調査の対象事業所に対し、調査客体となる労働者の抽出及び労働者調査票の配布を依頼した。調査対象労働者が記入後、事業所がまとめて郵送又は調査対象労働者がオンラインにより提出した。

6 集計・推計方法

（1）事業所調査

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

（2）労働者調査

労働者調査の調査対象事業所の常用労働者数及び有効回答労働者数をもとに、事業所別に復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

7 調査機関

事業所調査：厚生労働省－都道府県労政主管課－（都道府県労政主管事務所）－事業所

労働者調査：厚生労働省－都道府県労政主管課－（都道府県労政主管事務所）－事業所－労働者

8 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	調査客体数	5,490	有効回答数	2,680	有効回答率	48.8%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

労働者調査	調査客体数	6,370	有効回答数	2,613	有効回答率	41.0%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

主な用語の定義

「経営に関する事項」

経営状況や経営計画・方針、組織変更、新商品・サービス開発等をいう。

「労使協議機関」

事業所又は企業における生産、経営などに関する諸問題につき労働者ないし労働組合の意思を反映させるため、それらに対して使用者と労働者の代表とが協議する常設的機関をいう。通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたる。

「専門委員会」

労使協議機関の下部組織としての機関で、特定の事項を専門的に協議する専門委員会をいい、例えば、安全委員会、衛生委員会、（安全衛生委員会）、男女の取扱い委員会等がある。なお、規則等で定められた専門委員会のみで、上部に労使協議委員会を置いていない場合は除く。

「職場懇談会」

管理者と従業員が職場（課・グループなど）を単位として一定の業務運営、職場環境等について話し合うための会合をいう。ただし、労働組合が行う団体交渉は該当しない。

「苦情処理委員会」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

「外部の機関（公共の機関を含む）等」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署、公共職業安定所を含む）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会を含む）、裁判所（労働審判制度を利用した場合を含む）、社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士を含む）等をいう。

「常用労働者」

下記の①②のいずれかに該当する者をいう。

① 期間を定めずに雇用されている者

② 1か月以上の期間を定めて雇用されている者

ただし、派遣労働者（派遣元事業所から派遣されてきている労働者）は除く。

「正社員」

事業所において正社員・正職員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。

① 事業所において、1日の所定労働時間が一般労働者より短い者

② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者

③ 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用される者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員及び嘱託労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用される者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいい、事業内容が派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「課長クラス」

1つの組織を運営する業務に従事する者及びこれと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

「係長クラス」

業務において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

「パワハラ」

優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、身体的若しくは精神的な苦痛を与える、又は就業環境を害する行為をいう。

「自己申告制度」

従業員各人の能力、希望勤務等の申告、自己の業績の評価等を行わせる制度をいう。

利用上の注意

- 1 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - (2) 「－」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、表章することが不適当なものを示す。
- 2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、内訳の和が「計」と合わないことがある。

結果の概要

【事業所調査】

1 労使関係についての認識

労使関係の維持について事業所の認識をみると、「安定的に維持されている」29.8%（令和元年調査29.7%）、「おおむね安定的に維持されている」56.4%（同52.2%）、「どちらともいえない」10.5%（同12.1%）、「やや不安定である」1.4%（同2.4%）、「不安定である」0.2%（同0.6%）となっている。

また、「安定的に維持されている」と「おおむね安定的に維持されている」を合わせた『安定的』と認識している事業所の割合は86.2%（同81.9%）となっている。

企業規模別にみると、5,000人以上では「安定的に維持されている」が最も多く、5,000人未満ではそれぞれ「おおむね安定的に維持されている」が最も多くなっている。

労働組合の有無別にみると、「労働組合がある」事業所では「安定的に維持されている」が最も多く、「労働組合がない」事業所では「おおむね安定的に維持されている」が最も多くなっている。（第1表）

第1表 労使関係についての認識別事業所割合

(単位：%) 令和6年										
区 分	計	安定的	安定的に 維持されて いる	おおむね 安定的に 維持されて いる	どちら とも いえない	不安定	やや 不安定 である	不安定 である	不明	
計	[100.0]	100.0	86.2	29.8	56.4	10.5	1.6	1.4	0.2	1.7
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	[13.7]	100.0	87.8	52.2	35.6	10.6	0.1	0.1	－	1.5
1,000 ～ 4,999 人	[12.5]	100.0	92.0	33.6	58.4	6.3	1.5	1.3	0.2	0.2
300 ～ 999 人	[13.5]	100.0	84.3	32.9	51.4	11.5	2.9	2.6	0.3	1.3
100 ～ 299 人	[17.3]	100.0	81.2	22.9	58.3	13.7	2.0	1.4	0.6	3.1
50 ～ 99 人	[18.8]	100.0	87.0	21.3	65.7	11.3	0.9	0.8	0.1	0.9
30 ～ 49 人	[24.2]	100.0	86.2	25.0	61.2	9.2	2.1	2.1	－	2.5
< 労 働 組 合 の 有 無 >										
労 働 組 合 が あ る	[31.3]	100.0	90.3	47.6	42.7	7.1	1.2	1.1	0.1	1.4
労 働 組 合 が な い	[68.5]	100.0	84.2	21.7	62.5	12.1	1.8	1.6	0.2	1.8
令 和 元 年 調 査 計		100.0	81.9	29.7	52.2	12.1	3.0	2.4	0.6	2.9

注：[]内は計を100とした「企業規模」「労働組合の有無」別の構成割合である。

2 労使コミュニケーションを重視する内容

事業所が労働者とどのような面での労使コミュニケーションを重視するか（複数回答）についてみると、「日常業務改善」76.1%（同75.3%）が最も多く、次いで「作業環境改善」71.7%（同72.9%）、「職場の人間関係」68.6%（同69.5%）などとなっている。

労働組合の有無別にみると、「労働組合がある」事業所では「作業環境改善」75.6%、「賃金、労働時間等労働条件」75.1%、「日常業務改善」73.2%などが多く、「労働組合がない」事業所では「日常業務改善」77.6%、「職場の人間関係」71.4%、「作業環境改善」69.9%などが多くなっている。（第2表）

第2表 労使コミュニケーションを重視する内容別事業所割合

(複数回答) (単位：%) 令和6年											
区 分	計	経営に 関する 事項	日常業務 改善	作業環境 改善	職場の 人間関係	人事（人員 配置・出 向、昇進・ 昇格等）	賃金、 労働時間等 労働条件	教育訓練	福利厚生、 文化・体育 ・レジャー 活動	その他	不明
計	100.0	28.5	76.1	71.7	68.6	34.8	58.9	38.5	36.1	4.2	1.1
< 企 業 規 模 >											
5,000 人 以 上	100.0	38.1	77.2	78.2	68.8	34.1	61.1	37.7	49.4	5.4	4.3
1,000 ～ 4,999 人	100.0	26.0	75.5	75.4	66.0	36.2	75.5	35.9	39.7	4.4	1.2
300 ～ 999 人	100.0	32.9	75.2	70.0	64.3	38.0	61.4	38.3	43.2	3.5	0.2
100 ～ 299 人	100.0	29.5	77.6	73.0	66.2	38.1	55.1	42.9	30.1	4.2	0.1
50 ～ 99 人	100.0	24.3	71.3	67.5	68.4	34.7	56.1	36.3	31.5	3.3	0.6
30 ～ 49 人	100.0	24.6	78.9	69.3	74.1	30.2	52.5	38.9	30.6	4.5	0.7
< 労 働 組 合 の 有 無 >											
労 働 組 合 が あ る	100.0	39.8	73.2	75.6	62.5	34.2	75.1	37.5	47.2	6.8	1.4
労 働 組 合 が な い	100.0	23.5	77.6	69.9	71.4	34.9	51.4	39.0	30.9	3.0	0.9
令 和 元 年 調 査 計	100.0	27.6	75.3	72.9	69.5	33.9	57.3	43.0	37.8	2.9	1.4

3 労使協議機関に関する事項

(1) 労使協議機関の有無及び労使協議機関の成果の有無

「労使協議機関がある」事業所（企業全体にある場合を含む。以下同じ。）の割合は 36.4%（同 37.1%）となっており、そのうち令和 5 年（又は令和 5 会計年度；以下同じ）1 年間の労使協議機関の成果の有無をみると、「成果があった」59.3%（同 60.7%）、「成果がなかった」1.0%（同 1.8%）、「どちらともいえない」37.8%（同 36.2%）となっている。

「労使協議機関がある」事業所の割合を企業規模別にみると、300 人未満では 2 割程度であるが、規模が大きくなるにつれてその割合は大きくなり、5,000 人以上では 80.5%となっている。（第 3 表）

第 3 表 労使協議機関の有無及び労使協議機関の令和 5 年 1 年間における成果の有無別事業所割合

(単位：%) 令和 6 年								
区 分	計	労使協議機関 がある		成果の有無			労使協議 機関がない	不明
				成果が あった	成果が なかった	どちらとも いえない		
計	100.0	36.4	(100.0)	(59.3)	(1.0)	(37.8)	63.3	0.3
< 企 業 規 模 >								
5,000 人 以 上	100.0	80.5	(100.0)	(68.3)	(0.1)	(30.1)	19.4	0.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	56.4	(100.0)	(68.7)	(1.6)	(27.0)	43.6	-
300 ～ 999 人	100.0	39.0	(100.0)	(63.9)	(0.7)	(34.9)	61.0	-
100 ～ 299 人	100.0	21.2	(100.0)	(42.7)	(4.6)	(44.2)	77.2	1.6
50 ～ 99 人	100.0	23.3	(100.0)	(51.9)	(0.3)	(47.8)	76.7	-
30 ～ 49 人	100.0	20.7	(100.0)	(39.8)	(0.8)	(59.4)	79.1	0.1
< 労 働 組 合 の 有 無 >								
労 働 組 合 が あ る	100.0	83.2	(100.0)	(68.4)	(0.9)	(29.0)	16.0	0.9
労 働 組 合 が な い	100.0	15.1	(100.0)	(36.3)	(1.5)	(59.9)	84.8	0.1
令 和 元 年 調 査 計 ²⁾	100.0	37.1	(100.0)	(60.7)	(1.8)	(36.2)	62.9	0.1

注：（ ）内は労使協議機関がある事業所に対する割合である。

1) 労使協議機関の成果の有無「不明」を含む。

2) 令和元年調査の成果の有無は平成30年（又は平成30会計年度；以下同じ）1 年間についての結果である。

(2) 正社員以外の労働者の労使協議機関への参加状況

「労使協議機関がある」事業所について、「従業員代表に正社員以外の労働者が入っている」の割合は 25.3%（同 24.4%）となっている。

また、正社員以外の労働者の従業員代表の就業形態（複数回答）別の割合では、「パートタイム労働者」17.3%（同 20.2%）、「パートタイム労働者以外の労働者」9.6%（同 5.6%）となっている。

（第 4 表）

第 4 表 正社員以外の労働者の労使協議機関への参加の有無及び参加労働者の就業形態別事業所割合

(単位：%) 令和 6 年						
区 分	労使協議機関 がある 計	従業員代表に 正社員以外の 労働者が 入っている ¹⁾	就業形態（複数回答）		従業員代表に 正社員以外の 労働者が 入っていない	不明
			パートタイム 労働者	パートタイム 労働者以外の 労働者		
計	100.0	25.3	17.3	9.6	74.4	0.3
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	36.9	30.5	9.3	62.5	0.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	19.4	16.2	3.3	80.2	0.4
300 ～ 999 人	100.0	29.7	17.9	15.5	70.3	-
100 ～ 299 人	100.0	11.6	4.4	7.2	88.4	-
50 ～ 99 人	100.0	15.0	6.9	10.1	85.0	-
30 ～ 49 人	100.0	22.8	7.7	14.0	77.2	-
< 労 働 組 合 の 有 無 >						
労 働 組 合 が あ る	100.0	26.4	19.9	8.3	73.3	0.3
労 働 組 合 が な い	100.0	22.7	10.6	12.9	77.1	0.2
令 和 元 年 調 査 計	100.0	24.4	20.2	5.6	74.9	0.7

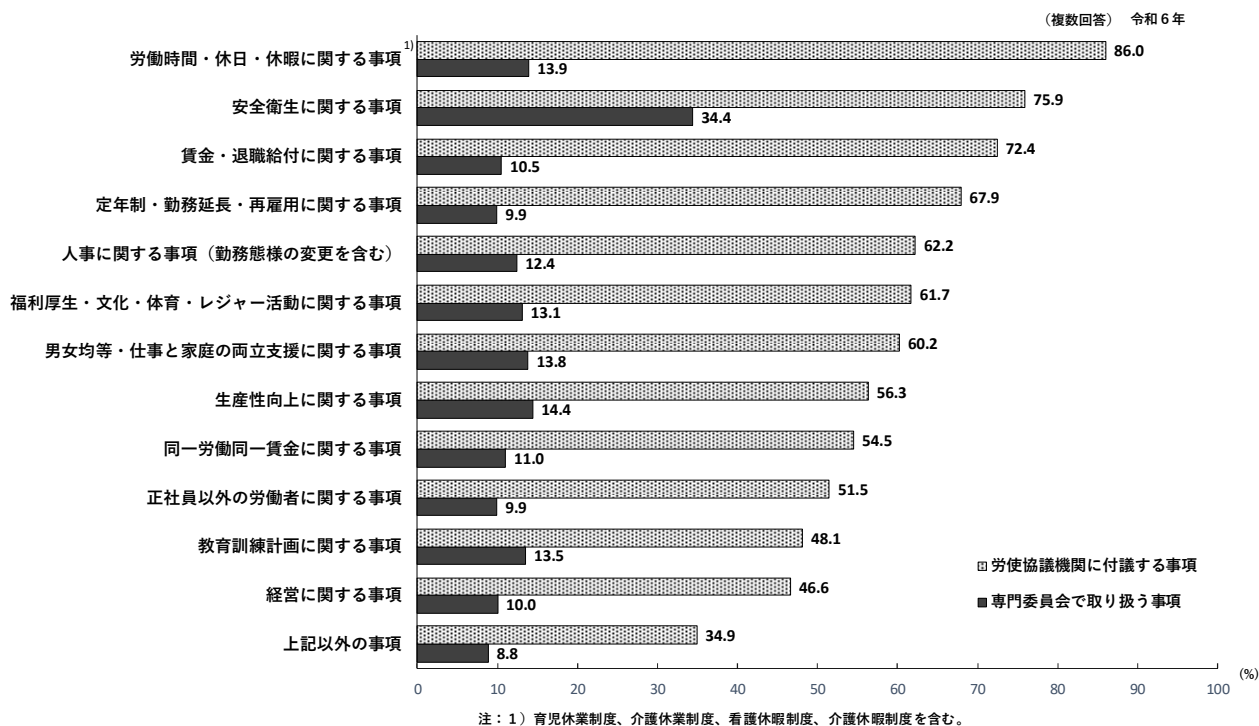
注：1) 従業員代表に入っている正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

(3) 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項

労使協議機関がある事業所について、労使協議機関に付議する事項（複数回答）をみると、「労働時間・休日・休暇に関する事項」86.0%が最も多く、次いで「安全衛生に関する事項」75.9%、「賃金・退職給付に関する事項」72.4%などとなっている。

また、専門委員会で取り扱う事項をみると、「安全衛生に関する事項」34.4%が最も多くなっている。（第1図）

第1図 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項別事業所割合



4 職場懇談会に関する事項

(1) 職場懇談会の有無、開催の有無及び職場懇談会の成果の有無

「職場懇談会がある」事業所の割合は49.9%（同52.7%）となっており、そのうち令和5年1年間に「職場懇談会が開催された」は86.6%（同91.7%）となっている。

また、「職場懇談会が開催された」事業所について、職場懇談会の成果の有無をみると、「成果があった」78.0%（同79.0%）、「成果がなかった」0.0%（同0.6%）、「どちらともいえない」21.9%（同20.2%）となっている。（第5表）

第5表 職場懇談会の有無並びに開催の有無及び職場懇談会の
令和5年1年間における成果の有無別事業所割合

(単位：％) 令和6年										
区 分	計	職場懇談会がある		職場懇談会が 開催された		成果の有無			職場懇談 会が開催 されな かった	職場懇談 会がない
						成果があ った	成果が なかった	どちら とも いえない		
	1)				2)					
計	100.0	49.9	(100.0)	(86.6)	<100.0>	< 78.0>	< 0.0>	< 21.9>	(13.4)	49.8
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	61.2	(100.0)	(87.9)	<100.0>	< 80.2>	< ->	< 19.8>	(12.1)	38.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	55.3	(100.0)	(88.2)	<100.0>	< 81.4>	< 0.3>	< 18.3>	(11.8)	44.7
300 ～ 999 人	100.0	57.0	(100.0)	(84.2)	<100.0>	< 72.3>	< ->	< 27.7>	(15.8)	42.2
100 ～ 299 人	100.0	40.9	(100.0)	(88.9)	<100.0>	< 76.3>	< ->	< 23.7>	(11.1)	57.9
50 ～ 99 人	100.0	39.4	(100.0)	(86.6)	<100.0>	< 79.5>	< ->	< 20.3>	(13.4)	60.6
30 ～ 49 人	100.0	51.3	(100.0)	(84.9)	<100.0>	< 78.2>	< ->	< 21.5>	(15.1)	48.7
< 労 働 組 合 の 有 無 >										
労 働 組 合 が あ る	100.0	65.3	(100.0)	(88.0)	<100.0>	< 81.3>	< 0.1>	< 18.6>	(12.0)	34.7
労 働 組 合 が な い	100.0	43.0	(100.0)	(85.6)	<100.0>	< 75.7>	< ->	< 24.2>	(14.4)	56.6
令和元年調査計 3)	100.0	52.7	(100.0)	(91.7)	<100.0>	< 79.0>	< 0.6>	< 20.2>	(8.3)	47.1

注：()内は職場懇談会がある事業所に対する割合である。
 < >内は職場懇談会が開催された事業所に対する割合である。
 1) 職場懇談会の有無「不明」を含む。
 2) 成果の有無「不明」を含む。
 3) 令和元年調査の開催及び成果状況は平成30年1年間についての結果である。

(2) 職場懇談会における話し合い事項

令和5年1年間に開催された職場懇談会における話し合い事項（複数回答）をみると、「日常業務の改善・運営に関すること」85.9%（同86.2%）が最も多く、次いで「安全衛生に関すること」65.0%（同66.6%）、「経営方針、生産、販売等の計画に関すること」47.4%（同49.5%）などとなっている（第6表）。

第6表 職場懇談会における令和5年1年間の話し合い事項別事業所割合

区 分	職場懇談会 が開催 された 計 1)	(複数回答) (単位：%) 令和6年								
		話し合い事項								
		経営方針、 生産、販売 等の計画に 関すること	日常業務の 改善・運営 に関すること	安全衛生に 関すること	福利厚生に 関すること	教育訓練に 関すること	正社員以外 の労働者に 関すること	同一労働同 一賃金に関 すること	賃金、労働 時間等労働 条件に関す ること	その他
計	100.0	47.4	85.9	65.0	41.5	41.4	19.6	8.5	35.4	11.2
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	56.0	89.4	74.5	46.6	43.0	24.2	9.2	38.4	7.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	35.7	86.3	63.1	35.2	32.0	18.6	14.9	46.2	21.0
300 ～ 999 人	100.0	43.4	89.5	71.3	50.9	40.7	14.8	7.9	30.6	6.9
100 ～ 299 人	100.0	48.9	79.1	70.1	28.8	39.6	18.7	7.0	23.1	13.7
50 ～ 99 人	100.0	52.0	88.0	59.3	43.8	37.7	17.7	9.0	36.3	6.7
30 ～ 49 人	100.0	47.1	84.0	56.0	42.1	49.6	21.5	5.5	36.7	11.6
< 労 働 組 合 の 有 無 >										
労 働 組 合 が あ る	100.0	47.5	86.5	64.4	44.8	41.5	21.1	9.5	40.7	14.1
労 働 組 合 が な い	100.0	47.4	85.5	65.4	39.2	41.4	18.4	7.9	31.5	9.1
令 和 元 年 調 査 計 2)	100.0	49.5	86.2	66.6	35.8	46.8	16.2	5.5	29.7	10.0

注：1) 話し合い事項「不明」を含む。
 2) 令和元年調査は平成30年1年間についての結果である。

(3) 正社員以外の労働者の職場懇談会への参加状況

令和5年1年間に職場懇談会が開催された事業所について、「正社員以外の労働者がいる」の割合は93.8%（同93.1%）となっており、そのうち正社員以外の労働者が職場懇談会に「参加した」は55.0%（同58.3%）となっている。

正社員以外の労働者の就業形態（複数回答）別の割合では、「パートタイム労働者」41.7%（同43.9%）、「有期契約労働者」24.5%（同25.6%）、「嘱託労働者」21.4%（同19.2%）、「派遣労働者」7.7%（同8.2%）となっている。（第7表）

第7表 正社員以外の労働者の職場懇談会への参加の有無及び参加労働者の就業形態別事業所割合
（令和5年1年間）

(単位：％) 令和6年

区 分	職場懇談会が 開催された 計	正社員以外の 労働者がいる	正社員以外 の労働者が 参加した ¹⁾	就業形態（複数回答）				正社員以外 の労働者が 参加して いなかった	不明
				パートタイム 労働者	有期契約 労働者	嘱託労働者	派遣労働者		
計	100.0	93.8 (100.0)	(55.0)	(41.7)	(24.5)	(21.4)	(7.7)	(43.7)	(1.3)
< 企 業 規 模 >									
5,000 人 以 上	100.0	93.6 (100.0)	(63.7)	(49.1)	(29.1)	(19.4)	(3.2)	(36.3)	(0.0)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	98.4 (100.0)	(51.2)	(39.8)	(22.7)	(17.4)	(5.9)	(48.4)	(0.5)
300 ～ 999 人	100.0	95.8 (100.0)	(50.8)	(35.0)	(31.8)	(27.0)	(11.5)	(49.2)	(-)
100 ～ 299 人	100.0	93.7 (100.0)	(41.9)	(21.1)	(18.9)	(26.5)	(5.0)	(52.9)	(5.2)
50 ～ 99 人	100.0	94.0 (100.0)	(49.1)	(35.3)	(21.4)	(20.2)	(7.0)	(49.4)	(1.4)
30 ～ 49 人	100.0	90.1 (100.0)	(65.8)	(59.0)	(22.9)	(19.2)	(11.8)	(33.3)	(0.9)
< 労 働 組 合 の 有 無 >									
労 働 組 合 が あ る	100.0	96.4 (100.0)	(56.5)	(41.4)	(25.0)	(21.4)	(7.3)	(41.9)	(1.6)
労 働 組 合 が な い	100.0	92.0 (100.0)	(53.9)	(42.0)	(24.1)	(21.4)	(8.1)	(45.1)	(1.0)
令和元年調査計 ²⁾	100.0	93.1 (100.0)	(58.3)	(43.9)	(25.6)	(19.2)	(8.2)	(41.4)	(0.3)

注：（ ）内は正社員以外の労働者がいる事業所に対する割合である。

1) 職場懇談会に参加した正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

2) 令和元年調査の開催及び参加状況は平成30年1年間についての結果である。

5 苦情処理に関する事項

(1) 苦情処理機関の有無及び苦情処理機関の種類

「苦情処理機関がある」事業所の割合は67.3%（同57.8%）、「苦情処理機関がない」は31.8%（同41.6%）となっている。

苦情処理機関がある事業所について、その種類（複数回答）をみると、「相談窓口（電子メールでの受付を含む）」86.6%（同81.1%）が最も多くなっている。

苦情処理機関がある事業所の割合を企業規模別にみると、300人未満では5～6割程度であるが、規模が大きくなるにつれてその割合は大きくなり、5,000人以上では82.8%となっている。（第8表）

第8表 苦情処理機関の有無及び苦情処理機関の種類別事業所割合

（単位：％）令和6年

区 分	計	苦情処理機関がある		苦情処理機関の種類（複数回答）			苦情処理 機関がない	不明
				相談窓口 （電子メールで の受付を含む）	苦情処理 委員会	その他		
計	100.0	67.3	(100.0)	(86.6)	(15.7)	(13.1)	31.8	0.8
< 企 業 規 模 >								
5,000 人 以 上	100.0	82.8	(100.0)	(89.4)	(26.6)	(9.2)	17.0	0.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	81.6	(100.0)	(89.9)	(19.7)	(9.8)	18.4	0.0
300 ～ 999 人	100.0	74.9	(100.0)	(91.7)	(17.1)	(10.4)	24.4	0.7
100 ～ 299 人	100.0	66.8	(100.0)	(88.4)	(13.4)	(11.5)	30.5	2.8
50 ～ 99 人	100.0	65.2	(100.0)	(82.5)	(10.9)	(16.5)	34.8	-
30 ～ 49 人	100.0	49.1	(100.0)	(79.3)	(7.8)	(19.9)	49.9	1.0
< 労 働 組 合 の 有 無 >								
労 働 組 合 が あ る	100.0	77.9	(100.0)	(89.5)	(21.8)	(9.2)	21.2	0.9
労 働 組 合 が な い	100.0	62.4	(100.0)	(84.9)	(12.3)	(15.4)	36.8	0.8
令 和 元 年 調 査 計	100.0	57.8	(100.0)	(81.1)	(16.7)	(17.9)	41.6	0.5

注：（ ）内は苦情処理機関がある事業所に対する割合である。

（２）正社員以外の労働者の苦情処理機関の利用資格状況

ア 相談窓口（電子メールでの受付を含む；以下同じ）

苦情処理の相談窓口がある事業所について、「正社員以外の労働者がいる」の割合は95.9%（同97.6%）となっており、そのうち「正社員以外の労働者の利用資格がある」は96.3%（同94.7%）となっている。

正社員以外の利用資格を就業形態（複数回答）別にみると、「パートタイム労働者」90.7%（同87.4%）、「有期契約労働者」80.4%（同76.0%）、「嘱託労働者」70.4%（同67.5%）、「派遣労働者」49.6%（同48.5%）となっている。（第9表）

イ 苦情処理委員会

苦情処理委員会がある事業所について、「正社員以外の労働者がいる」の割合は95.8%（同98.1%）となっており、そのうち「正社員以外の労働者の利用資格がある」は86.3%（同82.8%）となっている。

正社員以外の利用資格を就業形態（複数回答）別にみると、「パートタイム労働者」80.9%（同68.4%）、「有期契約労働者」69.7%（同56.1%）、「嘱託労働者」60.0%（同45.3%）、「派遣労働者」46.5%（同25.1%）となっている。（第9表）

第9表 正社員以外の労働者の苦情処理機関の利用資格の有無及び就業形態別事業所割合

（単位：％）

区 分	苦情処理 機関がある 計	正社員以外の 労働者がいる		正社員以外の 労働者の利用 資格がある 1)	就業形態（複数回答）				正社員以外の 労働者の利用 資格がない	不明
					パートタイム 労働者	有期契約 労働者	嘱託労働者	派遣労働者		
令和6年調査										
相談窓口	100.0	95.9	(100.0)	(96.3)	(90.7)	(80.4)	(70.4)	(49.6)	(3.7)	(-)
苦情処理委員会	100.0	95.8	(100.0)	(86.3)	(80.9)	(69.7)	(60.0)	(46.5)	(10.6)	(3.1)
令和元年調査										
相談窓口	100.0	97.6	(100.0)	(94.7)	(87.4)	(76.0)	(67.5)	(48.5)	(5.3)	(-)
苦情処理委員会	100.0	98.1	(100.0)	(82.8)	(68.4)	(56.1)	(45.3)	(25.1)	(16.2)	(0.9)

注：（ ）内は正社員以外の労働者がいる事業所に対する割合である。

1) 苦情処理機関の利用資格がある正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

(3) 苦情の解決状況

ア 相談窓口

相談窓口がある事業所のうち、令和5年1年間に「苦情処理機関の利用があった」の割合は42.6%（同47.3%）となっており、そのうち解決状況をみると、「実際に救済・解決に至ったものが多い」46.9%（同44.3%）が最も多く、次いで「話を聞いて納得したものが多い」42.4%（同44.4%）であり、「解決されない苦情が多い」は3.6%（同2.9%）となっている（第10表）。

イ 苦情処理委員会

苦情処理委員会がある事業所のうち、令和5年1年間に「苦情処理機関の利用があった」の割合は23.2%（同28.9%）となっており、そのうち解決状況をみると、「実際に救済・解決に至ったものが多い」46.6%（同56.2%）が最も多く、次いで「話を聞いて納得したものが多い」44.6%（同23.4%）であり、「解決されない苦情が多い」は7.9%（同6.2%）となっている（第10表）。

第10表 苦情処理機関の利用の有無及び苦情処理機関の令和5年1年間における
苦情の解決状況別事業所割合

（単位：％）

区 分	苦情処理 機関がある 計	苦情処理機関の 利用があった 1)	解決状況				苦情処理 機関の利用 がなかった	不明
			実際に救済・ 解決に至った ものが多い	話を聞いて 納得した ものが多い	解決され ない苦情 が多い	その他		
令和6年調査								
相談窓口	100.0	42.6 (100.0)	(46.9)	(42.4)	(3.6)	(6.7)	55.0	2.4
苦情処理委員会	100.0	23.2 (100.0)	(46.6)	(44.6)	(7.9)	(0.4)	71.9	4.9
令和元年調査 ²⁾								
相談窓口	100.0	47.3 (100.0)	(44.3)	(44.4)	(2.9)	(4.1)	51.9	0.8
苦情処理委員会	100.0	28.9 (100.0)	(56.2)	(23.4)	(6.2)	(2.8)	70.7	0.5

注：（ ）内は苦情処理機関の利用があった事業所に対する割合である。

1) 苦情処理機関の解決状況「不明」を含む。

2) 令和元年調査の利用の有無及び苦情の解決状況は平成30年1年間についての結果である。

(4) 苦情処理機関を利用した際の苦情の内容

ア 相談窓口

令和5年1年間に相談窓口の利用があった事業所の苦情の内容（複数回答）をみると、「人間関係に関すること」75.3%（同74.1%）が最も多く、次いで「日常業務の運営に関すること」43.6%（同55.7%）、「賃金、労働時間等労働条件に関すること」30.1%（同31.7%）などとなっている（第11表）。

イ 苦情処理委員会

令和5年1年間に苦情処理委員会の利用があった事業所の苦情の内容（複数回答）をみると、「人間関係に関すること」51.0%（同73.9%）が最も多く、次いで「日常業務の運営に関すること」43.7%（同50.7%）、「人事（人員配置・出向、昇進・昇格等）に関すること」22.7%（同26.4%）などとなっている（第11表）。

第11表 苦情処理機関を利用した際の苦情の内容別事業所割合（令和5年1年間）

（複数回答）（単位：％）

区 分	苦情処理 機関の利用 があった 計 1)	苦情の内容											その他
		日常業務の 運営に 関すること	人事（人員 配置・出 向、昇進・ 昇格等）に 関すること	勤務延長・ 再雇用に関 すること	教育訓練等 に関するこ と	賃金、労働 時間等労働 条件に関す ること	安全衛生に 関すること	福利厚生に 関すること	人間関係に 関すること	男女差別、 セクハラに 関すること	正社員以外 の労働者の 正社員への 登用制度に 関すること	正社員以外 の労働者の 雇用契約の 締結・更新・ 雇止めに関 すること	
令和6年調査													
相談窓口	100.0	43.6	27.2	12.2	6.0	30.1	15.9	8.6	75.3	23.2	7.8	7.1	7.1
苦情処理委員会	100.0	43.7	22.7	7.4	0.7	18.7	19.5	5.2	51.0	10.8	1.5	3.8	3.4
令和元年調査 ³⁾													
相談窓口	100.0	55.7	25.6	13.3	7.3	31.7	15.0	13.4	74.1	29.6	12.9	11.3	10.2
苦情処理委員会	100.0	50.7	26.4	3.9	11.5	41.7	31.4	25.7	73.9	52.6	14.9	16.9	23.6

注：1) 苦情の内容「不明」を含む。

2) パワハラを含む。

3) 令和元年調査は平成30年1年間についての結果である。

6 外部の機関等の利用に関する事項

(1) 外部の機関等の種類

令和5年1年間に従業員との紛争を解決するために「外部の機関(公共機関を含む。以下同じ。)等を利用したことがある」事業所の割合は9.0%(同10.7%)となっている。

外部の機関等を利用したことがある事業所について、どのような機関を利用したか(複数回答)をみると、「社外の機関や専門家(カウンセラー、弁護士等)」83.4%(同75.1%)が最も多く、次いで「都道府県労働局」17.9%(同32.3%)、「裁判所」7.4%(同13.9%)などとなっている。(第12表)

第12表 外部の機関等の利用の有無及び利用した外部の機関等の種類別事業所割合(令和5年1年間)

(単位: %) 令和6年

区 分	計	外部の機関等を利用したことがある	外部の機関等の種類(複数回答)					
			都道府県労働局	都道府県の機関	裁判所	社外の機関や専門家(カウンセラー、弁護士等)	その他	
計	100.0	9.0	(100.0)	(17.9)	(2.4)	(7.4)	(83.4)	(3.4)
< 企業規模 >								
5,000人以上	100.0	9.3	(100.0)	(10.2)	(3.2)	(8.9)	(90.5)	(3.7)
1,000～4,999人	100.0	11.5	(100.0)	(11.9)	(5.4)	(3.9)	(86.5)	(2.5)
300～999人	100.0	17.0	(100.0)	(20.5)	(0.8)	(14.0)	(87.5)	(4.3)
100～299人	100.0	7.6	(100.0)	(11.1)	(-)	(8.6)	(90.2)	(0.5)
50～99人	100.0	9.1	(100.0)	(20.1)	(3.5)	(3.5)	(76.9)	(6.7)
30～49人	100.0	4.1	(100.0)	(35.9)	(2.3)	(0.4)	(61.9)	(-)
< 労働組合の有無 >								
労働組合がある	100.0	10.8	(100.0)	(13.8)	(5.2)	(6.7)	(92.1)	(1.4)
労働組合がない	100.0	8.2	(100.0)	(20.4)	(0.8)	(7.8)	(78.1)	(4.5)
令和元年調査計 ²⁾	100.0	10.7	(100.0)	(32.3)	(5.0)	(13.9)	(75.1)	(2.0)

注: () 内は外部の機関等を利用したことがある事業所に対する割合である。

1) 外部の機関等の種類「不明」を含む。

2) 令和元年調査は平成30年1年間についての結果である。

(2) 今後の外部の機関等の利用希望の有無及び利用しない理由

今後の外部の機関等の利用希望の有無をみると、「利用したい」23.6%(同22.4%)、「利用したいと思わない」12.5%(同13.3%)、「わからない」61.7%(同60.2%)となっている。

「利用したいと思わない」事業所について、その理由(複数回答)をみると、「自社の実態に即した解決ができない」41.1%(同34.2%)が最も多く、次いで「職場の労使関係が不安定になる」32.8%(同30.9%)、「解決に費用がかかる」21.6%(同19.2%)などとなっている。(第13表)

第13表 今後の外部の機関等の利用希望の有無及び利用しない理由別事業所割合

(単位: %) 令和6年

区 分	計	今後外部 の機関等 を利用し たい	利用したいと 思わない	利用しない理由（複数回答）							特に理由 はない	わから ない	不明
				自社の実 態に即し た解決が できない	職場の 労使関係 が不安定 になる	解決まで に時間が かかる	解決に 費用が かかる	判断が 正確とは 思えない	その他				
計	100.0	23.6	12.5	(100.0)	(41.1)	(32.8)	(17.1)	(21.6)	(17.5)	(14.9)	(21.4)	61.7	2.3
< 企 業 規 模 >													
5,000 人 以 上	100.0	15.1	13.6	(100.0)	(47.7)	(32.4)	(30.5)	(15.6)	(22.4)	(18.2)	(22.5)	69.6	1.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	27.0	8.1	(100.0)	(13.4)	(5.6)	(25.5)	(49.1)	(8.0)	(15.0)	(27.5)	62.1	2.8
300 ～ 999 人	100.0	32.0	14.5	(100.0)	(55.4)	(45.6)	(14.0)	(31.1)	(15.9)	(21.2)	(7.7)	50.7	2.8
100 ～ 299 人	100.0	20.1	11.7	(100.0)	(43.5)	(40.0)	(12.3)	(23.8)	(22.2)	(7.8)	(8.8)	65.8	2.4
50 ～ 99 人	100.0	24.1	12.9	(100.0)	(18.7)	(34.2)	(18.1)	(15.5)	(18.2)	(15.0)	(22.4)	62.0	1.0
30 ～ 49 人	100.0	24.1	13.2	(100.0)	(52.5)	(28.1)	(10.7)	(13.7)	(15.3)	(13.3)	(34.5)	59.8	2.9
< 労 働 組 合 の 有 無 >													
労 働 組 合 が あ る	100.0	21.3	14.4	(100.0)	(38.0)	(40.8)	(29.7)	(29.5)	(20.0)	(14.1)	(16.5)	63.5	0.8
労 働 組 合 が な い	100.0	24.5	11.6	(100.0)	(42.8)	(28.3)	(9.9)	(17.1)	(16.2)	(15.3)	(24.2)	60.9	2.9
< 外 部 機 関 等 の 利 用 の 有 無 >													
外 部 機 関 等 を 利 用 し た こ と が あ る	100.0	71.9	3.2	(100.0)	(26.3)	(18.8)	(2.3)	(36.3)	(57.3)	(29.7)	(4.2)	24.6	0.3
外 部 機 関 等 を 利 用 し た こ と が な い	100.0	19.0	13.5	(100.0)	(41.5)	(33.1)	(17.4)	(21.3)	(16.5)	(14.5)	(21.8)	65.6	1.8
令 和 元 年 調 査 計	100.0	22.4	13.3	(100.0)	(34.2)	(30.9)	(21.4)	(19.2)	(20.2)	(24.6)	(14.7)	60.2	4.1

注: () 内は今後外部の機関等を利用したいと思わない事業所に対する割合である。

1) 利用しない理由「不明」を含む。

[労働者調査]

1 労使コミュニケーション全般に関する事項

(1) 労使コミュニケーションの良好度

事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好であるかについて労働者の認識をみると、「良い」55.8%（同 60.5%）、「どちらともいえない」34.3%（同 28.6%）、「悪い」8.9%（同 9.6%）となっており、良好度指数（『良い』－『悪い』）でみると、46.9 ポイント（同 50.9 ポイント）となっている（第14表）。

第14表 労使コミュニケーションの良好度別労働者割合

(単位：％、ポイント) 令和6年											
区 分	計		良い	非常に良い	やや良い	どちらとも いえない	悪い	やや悪い	非常に悪い	不明	良好度指数 ¹⁾
計	[100.0]	100.0	55.8	12.4	43.3	34.3	8.9	7.4	1.5	1.1	46.9
< 企 業 規 模 >											
5,000 人 以 上	[21.4]	100.0	67.1	18.1	48.9	26.7	4.8	4.6	0.3	1.4	62.2
1,000 ～ 4,999 人	[14.7]	100.0	58.4	11.6	46.8	35.4	5.1	4.1	1.0	1.1	53.3
300 ～ 999 人	[26.8]	100.0	53.2	6.7	46.5	34.9	10.9	8.4	2.5	1.0	42.3
100 ～ 299 人	[13.9]	100.0	50.4	11.7	38.7	39.1	9.6	7.7	1.9	0.8	40.7
50 ～ 99 人	[13.2]	100.0	45.1	9.7	35.4	37.8	15.7	14.2	1.4	1.4	29.4
30 ～ 49 人	[9.9]	100.0	56.2	21.7	34.5	35.6	7.8	6.1	1.6	0.5	48.4
< 性 別 >											
男	[56.9]	100.0	57.0	14.6	42.4	33.6	8.7	6.8	1.9	0.6	48.3
女	[42.9]	100.0	53.9	9.6	44.3	35.2	9.1	8.2	1.0	1.7	44.8
< 就 業 形 態 >											
正 社 員	[84.3]	100.0	55.8	11.8	44.0	34.4	8.6	7.0	1.6	1.2	47.2
パートタイム労働者	[10.0]	100.0	52.9	14.8	38.1	38.8	7.5	7.1	0.4	0.8	45.4
有期契約労働者	[3.7]	100.0	57.6	12.6	45.0	25.0	17.3	15.2	2.1	0.1	40.3
嘱託労働者	[1.9]	100.0	66.0	26.9	39.1	22.1	11.9	11.9	0.0	-	54.1
< 役 職 >											
課長クラス以上	[14.1]	100.0	63.2	12.6	50.7	29.8	5.5	4.3	1.2	1.5	57.8
係長クラス	[18.3]	100.0	58.0	12.7	45.2	34.5	6.4	6.0	0.4	1.2	51.6
役職なし	[67.6]	100.0	53.6	12.3	41.3	35.1	10.3	8.4	1.8	1.0	43.3
< 勤 続 年 数 >											
1 年 未 満	[3.9]	100.0	46.3	18.3	28.0	48.4	3.3	2.2	1.1	2.0	43.0
1 年 以 上 2 年 未 満	[5.6]	100.0	68.4	15.5	52.9	28.1	2.8	1.7	1.2	0.7	65.6
2 年 以 上 3 年 未 満	[5.3]	100.0	70.9	19.9	51.1	24.2	3.3	2.3	1.0	1.5	67.6
3 年 以 上 5 年 未 満	[9.6]	100.0	54.2	13.7	40.5	31.7	14.1	12.7	1.4	-	40.1
5 年 以 上 10 年 未 満	[22.8]	100.0	59.1	10.9	48.3	32.0	8.2	7.3	0.9	0.6	50.9
10 年 以 上 20 年 未 満	[29.7]	100.0	48.1	10.1	38.0	37.3	12.5	9.8	2.7	2.1	35.5
20 年 以 上	[23.0]	100.0	57.9	12.7	45.2	35.2	6.4	5.7	0.7	0.6	51.4
< 労 働 組 合 へ の 加 入 状 況 >											
労働組合がある	[42.7]	100.0	56.1	12.4	43.7	34.0	9.6	8.1	1.4	0.3	46.5
加入している	[34.8]	100.0	55.1	11.7	43.4	34.8	10.0	8.5	1.5	0.1	45.1
加入資格があるが加入していない	[2.3]	100.0	58.6	10.2	48.3	29.7	10.6	7.3	3.3	1.1	48.0
加入資格がない	[5.6]	100.0	61.5	17.9	43.6	30.9	6.4	6.0	0.4	1.2	55.0
労働組合がない	[56.2]	100.0	55.1	12.5	42.6	34.9	8.5	7.0	1.5	1.5	46.6
令和元年調査計		100.0	60.5	17.2	43.3	28.6	9.6	7.6	2.0	1.3	50.9

注：[]内は計を100とした「企業規模」「性」「就業形態」「役職」「勤続年数」「労働組合への加入状況」別の構成割合である。

1) 良好度指数＝良い（非常に良い＋やや良い）－悪い（やや悪い＋非常に悪い）

（２） 労使コミュニケーションを重視する内容

労働者が労使コミュニケーションを重視する内容（複数回答）についてみると、「職場の人間関係」66.0％（同 66.2％）が最も多く、次いで「日常業務改善」59.0％（同 57.7％）、「作業環境改善」52.5％（同 52.0％）などとなっている（第 15 表）。

第 15 表 労使コミュニケーションを重視する内容別労働者割合

（複数回答）（単位：％） 令和 6 年										
区 分	計	経営に関する事項	日常業務改善	作業環境改善	職場の人間関係	人事（人員配置・出向、昇進・昇格等）	賃金、労働時間等労働条件	教育訓練	福利厚生、文化・体育・レジャー活動	その他
計	100.0	14.9	59.0	52.5	66.0	32.7	51.0	23.9	15.4	1.8
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	16.3	54.8	50.6	60.9	29.7	52.6	22.0	18.8	0.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	15.6	63.4	52.2	72.0	35.2	50.5	30.5	17.6	1.7
300 ～ 999 人	100.0	16.2	56.6	56.3	60.4	38.8	54.8	18.1	14.1	1.2
100 ～ 299 人	100.0	16.4	59.2	48.8	71.3	33.0	47.5	31.4	16.0	2.3
50 ～ 99 人	100.0	12.4	61.1	48.8	70.6	28.0	44.6	28.4	13.6	3.6
30 ～ 49 人	100.0	8.5	64.6	56.9	69.7	24.8	51.5	17.3	9.7	3.3
< 性 別 >										
男	100.0	18.6	54.9	53.5	63.3	34.2	51.4	25.9	15.1	1.9
女	100.0	10.0	64.2	51.4	69.6	30.8	50.3	21.3	15.8	1.8
< 就 業 形 態 >										
正 社 員	100.0	16.8	59.8	53.8	65.0	35.5	51.3	25.0	16.7	1.7
パートタイム労働者	100.0	3.1	49.5	42.6	71.8	13.5	50.8	12.0	5.5	2.4
有期契約労働者	100.0	5.7	56.1	45.4	70.1	17.8	48.4	29.8	10.0	3.3
嘱託労働者	100.0	10.8	75.5	59.7	71.2	37.2	45.6	26.3	18.9	1.0
< 役 職 >										
課長クラス以上	100.0	27.6	57.7	48.7	66.7	43.3	48.0	34.6	15.1	1.2
係長クラス	100.0	17.4	65.5	56.8	69.1	37.8	46.8	30.2	14.3	1.1
役職なし	100.0	11.5	57.5	52.1	65.1	29.1	52.8	19.9	15.7	2.2
< 勤 続 年 数 >										
1 年 未 満	100.0	16.8	56.4	39.7	74.4	16.9	59.1	28.8	18.2	10.2
1 年 以 上 2 年 未 満	100.0	5.3	64.2	60.0	77.7	15.2	29.8	25.1	10.7	0.3
2 年 以 上 3 年 未 満	100.0	15.8	70.4	50.5	74.9	24.9	59.4	26.8	22.3	1.0
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	16.2	59.0	56.2	70.7	38.5	41.7	36.2	17.1	2.4
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	17.9	66.3	57.5	59.9	31.4	52.7	23.1	14.2	1.9
10 年 以 上 20 年 未 満	100.0	11.8	53.6	46.9	66.9	34.0	50.5	23.1	14.6	0.7
20 年 以 上	100.0	17.2	55.0	54.2	63.0	38.6	55.9	18.7	15.8	2.2
< 労使コミュニケーションの良好度 >										
良 い	100.0	13.9	62.4	54.1	68.6	28.6	46.1	23.2	17.2	0.7
ど ち ら と も い え な い	100.0	14.3	51.4	49.0	62.9	37.5	58.1	22.8	12.5	2.7
悪 い	100.0	23.8	67.6	54.3	62.0	41.0	57.8	30.8	14.7	6.3
令 和 元 年 調 査 計	100.0	14.5	57.7	52.0	66.2	31.2	53.0	24.6	17.5	3.7

注：1) 労使コミュニケーションを重視する内容「不明」を含む。

2 労働組合に関する意識

(1) 企業内労働組合への加入状況

「企業内に労働組合がある」事業所 42.7%（同 40.7%）の労働者について、企業内の労働組合への加入状況をみると、「加入している」81.4%（同 66.2%）、「加入資格があるが加入していない」5.4%（同 13.9%）、「加入資格がない」13.1%（同 19.9%）となっている。

就業形態別にみると、労働組合に「加入している」は「正社員」では84.7%、「パートタイム労働者」では72.3%などとなっている。（第16表）

第16表 企業内労働組合への加入状況別労働者割合

（単位：％）令和6年

区 分	計	企業内に 労働組合がある		加入している	加入資格があるが 加入していない	加入資格がない
計	100.0	42.7	(100.0)	(81.4)	(5.4)	(13.1)
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	73.5	(100.0)	(78.0)	(8.7)	(13.3)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	52.9	(100.0)	(80.8)	(5.5)	(13.7)
300 ～ 999 人	100.0	46.4	(100.0)	(84.5)	(2.3)	(13.2)
100 ～ 299 人	100.0	11.4	(100.0)	(83.7)	(10.9)	(5.3)
50 ～ 99 人	100.0	20.9	(100.0)	(83.8)	(2.2)	(14.1)
30 ～ 49 人	100.0	24.1	(100.0)	(85.9)	(-)	(14.1)
< 性 別 >						
男	100.0	50.0	(100.0)	(84.1)	(4.2)	(11.6)
女	100.0	32.9	(100.0)	(75.8)	(7.9)	(16.3)
< 就 業 形 態 >						
正 社 員	100.0	43.8	(100.0)	(84.7)	(5.0)	(10.3)
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	37.8	(100.0)	(72.3)	(3.6)	(24.2)
有 期 契 約 労 働 者	100.0	35.6	(100.0)	(50.8)	(23.7)	(25.4)
嘱 託 労 働 者	100.0	35.5	(100.0)	(16.1)	(0.9)	(83.0)
< 役 職 >						
課 長 ク ラ ス 以 上	100.0	41.3	(100.0)	(42.7)	(7.1)	(50.3)
係 長 ク ラ ス	100.0	47.5	(100.0)	(86.9)	(7.6)	(5.5)
役 職 な し	100.0	41.7	(100.0)	(87.8)	(4.4)	(7.8)
< 勤 続 年 数 >						
1 年 未 満	100.0	19.9	(100.0)	(52.6)	(8.1)	(39.3)
1 年 以 上 2 年 未 満	100.0	30.1	(100.0)	(73.5)	(14.0)	(12.5)
2 年 以 上 3 年 未 満	100.0	30.1	(100.0)	(96.2)	(0.6)	(3.2)
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	39.2	(100.0)	(88.9)	(5.0)	(6.1)
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	37.1	(100.0)	(91.1)	(3.7)	(5.2)
10 年 以 上 20 年 未 満	100.0	44.0	(100.0)	(84.3)	(6.6)	(9.2)
20 年 以 上	100.0	58.0	(100.0)	(71.3)	(4.9)	(23.9)
令 和 元 年 調 査 計	100.0	40.7	(100.0)	(66.2)	(13.9)	(19.9)

注：（ ）内は企業内に労働組合がある事業所に対する割合である。

(2) 企業内労働組合に加入しない理由

労働者が企業内の労働組合に加入資格があるが加入しない理由（複数回答）をみると、「加入するメリットが見出せないから」51.8%（同 37.0%）、「労働組合や組合活動に興味がないから」38.0%（同 37.8%）、「組合費を負担するのが嫌だから」24.5%（同 9.2%）などとなっている。

就業形態別にみると、「正社員」では「加入するメリットが見出せないから」が 62.2%、「パートタイム労働者」では「周囲に加入者がいないから」が 49.6%と多くなっている。（第 17 表）

第 17 表 企業内労働組合に加入しない理由別労働者割合

（複数回答）（単位：％）令和 6 年

区 分	加入資格があるが加入していない計 ¹⁾	加入するメリットが見出せないから	組合活動に参加する時間がないから	組合費を負担するのが嫌だから	労働組合や組合活動に興味がないから	周囲に加入者がいないから	その他
計	100.0	51.8	18.7	24.5	38.0	21.6	24.0
< 企 業 規 模 >							
5,000 人以上	100.0	58.8	15.7	31.5	42.1	21.2	25.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	40.0	25.8	1.5	38.5	38.2	8.7
300 ～ 999 人	100.0	27.8	11.0	18.9	24.3	6.1	39.1
100 ～ 299 人	100.0	54.9	22.9	29.3	33.4	17.4	29.2
50 ～ 99 人	100.0	...	...	...	...	...	...
30 ～ 49 人	-	-	-	-	-	-	-
< 性 別 >							
男	100.0	66.9	20.1	38.7	41.6	4.0	26.1
女	100.0	35.4	17.2	9.0	34.0	40.8	21.7
< 就 業 形 態 >							
正 社 員	100.0	62.2	20.7	28.0	38.3	13.8	23.6
パートタイム労働者	100.0	3.1	14.0	14.4	4.9	49.6	40.2
有期契約労働者	100.0	12.0	9.2	8.2	49.0	56.2	20.1
嘱託労働者	100.0	...	...	...	...	...	...
< 役 職 >							
課長クラス以上	100.0	68.0	7.2	62.3	57.8	15.7	7.4
係長クラス	100.0	74.4	26.8	19.9	26.2	16.8	34.9
役職なし	100.0	34.4	18.2	14.4	37.8	26.2	23.7
< 勤 続 年 数 >							
1 年未満	100.0	...	...	...	...	...	...
1 年以上 2 年未満	100.0	10.1	12.3	16.6	71.7	59.6	2.8
2 年以上 3 年未満	100.0	...	...	...	...	...	...
3 年以上 5 年未満	100.0	21.1	44.8	3.2	68.1	29.2	19.5
5 年以上 10 年未満	100.0	33.7	27.9	23.9	45.2	20.3	34.9
10 年以上 20 年未満	100.0	66.9	19.8	13.8	12.3	20.8	24.2
20 年以上	100.0	68.9	8.0	48.2	50.7	9.9	20.6
令和元年調査計	100.0	37.0	18.2	9.2	37.8	26.9	15.1

注：1) 労働組合に加入しない理由「不明」を含む。

(3) 企業内労働組合の必要度

労働者が企業内の労働組合について、どの程度必要であると考えているかをみると、「必要である」52.6%（同 53.2%）、「どちらともいえない」26.8%（同 23.3%）、「必要ではない」14.9%（同 17.5%）となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合が「必要である」は、労働組合がある事業所の労働者では80.5%、労働組合がない事業所の労働者では32.1%となっている。（第18表）

第18表 企業内労働組合の必要度別労働者割合

（単位：％）令和6年

区 分	計	労働組合の必要度								不明
		必要である	是非必要である	どちらかといえば必要である	どちらともいえない	必要ではない	どちらかといえば必要ではない	必要ではない		
計	100.0	52.6	22.9	29.6	26.8	14.9	8.1	6.8	5.8	
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	70.9	37.4	33.5	19.7	6.6	2.4	4.2	2.8	
1,000 ～ 4,999 人	100.0	62.1	28.3	33.8	28.2	5.8	5.2	0.6	3.8	
300 ～ 999 人	100.0	56.1	22.5	33.5	24.6	15.9	9.9	6.0	3.5	
100 ～ 299 人	100.0	34.9	12.9	22.0	32.6	27.1	10.3	16.8	5.3	
50 ～ 99 人	100.0	35.7	12.0	23.6	32.2	20.0	13.1	7.0	12.1	
30 ～ 49 人	100.0	36.6	13.4	23.2	30.7	19.2	9.9	9.4	13.5	
< 就 業 形 態 >										
正 社 員	100.0	53.2	24.4	28.8	26.0	15.3	8.4	6.9	5.5	
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	45.5	12.6	32.9	34.2	10.7	7.2	3.5	9.7	
有 期 契 約 労 働 者	100.0	54.8	25.0	29.8	31.7	11.9	5.2	6.7	1.6	
嘱 託 労 働 者	100.0	57.4	9.2	48.2	15.2	23.3	4.8	18.5	4.1	
< 役 職 >										
課 長 ク ラ ス 以 上	100.0	51.0	23.4	27.6	26.8	16.1	8.0	8.1	6.2	
係 長 ク ラ ス	100.0	57.6	27.2	30.4	21.6	15.3	6.5	8.8	5.5	
役 職 な し	100.0	51.5	21.7	29.9	28.2	14.5	8.5	5.9	5.8	
< 勤 続 年 数 >										
1 年 未 満	100.0	41.5	9.5	31.9	31.7	11.9	7.5	4.4	14.9	
1 年 以 上 2 年 未 満	100.0	39.5	9.8	29.7	40.3	13.8	7.8	6.0	6.5	
2 年 以 上 3 年 未 満	100.0	48.2	15.2	33.1	26.7	15.3	11.0	4.3	9.8	
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	47.2	21.2	26.1	28.0	19.7	9.1	10.6	5.0	
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	46.2	19.9	26.3	30.0	20.5	10.1	10.5	3.3	
10 年 以 上 20 年 未 満	100.0	54.0	24.4	29.6	27.1	12.9	8.0	4.9	6.0	
20 年 以 上	100.0	65.2	31.9	33.3	18.8	10.5	5.3	5.1	5.6	
< 労使コミュニケーションの良好度 >										
良 い	100.0	54.4	25.3	29.2	23.0	17.0	8.7	8.3	5.6	
ど ち ら と も い え な い	100.0	49.4	18.5	30.9	33.9	10.7	6.8	3.9	5.9	
悪 い	100.0	57.5	26.6	30.8	23.3	14.4	7.3	7.1	4.9	
< 労 働 組 合 へ の 加 入 状 況 >										
労 働 組 合 が あ る	100.0	80.5	41.9	38.6	15.1	3.1	2.2	0.9	1.2	
加 入 し て い る	100.0	82.7	44.8	37.9	13.6	2.6	1.9	0.7	1.2	
加入資格があるが加入していない	100.0	52.6	15.8	36.8	44.1	3.3	2.4	0.8	-	
加 入 資 格 が な い	100.0	78.5	34.5	44.0	12.7	6.5	3.9	2.5	2.3	
労 働 組 合 が な い	100.0	32.1	8.8	23.3	35.2	23.7	12.5	11.2	9.0	
令 和 元 年 調 査 計	100.0	53.2	26.5	26.7	23.3	17.5	12.1	5.4	5.9	

3 労使協議機関の有無及び協議内容等の認知度

労使協議機関があるとする労働者のうち、労使協議機関での協議内容及びその結果についてどの程度知っているかをみると、「大体知っている」49.3%(同 41.6%)、「一部知っている」37.8%(同 44.2%)、「ほとんど知らない」11.3%(同 14.1%)となっている。

就業形態別にみると、「ほとんど知らない」は「正社員」では10.3%、「パートタイム労働者」では14.9%などとなっている。(第19表)

第19表 労使協議機関の有無及び労使協議機関の協議内容等の認知の程度別労働者割合

(単位：%) 令和6年

区 分	計	労使協議機関がある			協議内容等の認知の程度			労使協議機関がない	労使協議機関があるかわからない
					大体知っている	一部知っている	ほとんど知らない		
	1)	2)							
計	100.0	28.3	(100.0)	(49.3)	(37.8)	(11.3)		15.8	47.4
< 企 業 規 模 >									
5,000 人 以 上	100.0	45.7	(100.0)	(47.0)	(40.6)	(11.7)		6.0	39.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	35.0	(100.0)	(44.7)	(42.8)	(12.4)		7.0	52.1
300 ～ 999 人	100.0	24.7	(100.0)	(52.7)	(37.3)	(4.8)		15.7	53.6
100 ～ 299 人	100.0	18.9	(100.0)	(42.3)	(26.6)	(30.7)		25.2	47.5
50 ～ 99 人	100.0	21.8	(100.0)	(64.1)	(30.2)	(5.3)		20.0	40.4
30 ～ 49 人	100.0	12.2	(100.0)	(49.3)	(39.4)	(11.3)		31.8	49.7
< 就 業 形 態 >									
正 社 員	100.0	30.1	(100.0)	(49.5)	(38.7)	(10.3)		15.4	45.4
パートタイム労働者	100.0	15.4	(100.0)	(49.0)	(36.1)	(14.9)		15.0	63.6
有期契約労働者	100.0	19.5	(100.0)	(42.6)	(16.3)	(32.6)		14.7	62.2
嘱託労働者	100.0	32.6	(100.0)	(52.3)	(29.5)	(18.2)		39.0	22.0
< 役 職 >									
課長クラス以上	100.0	30.4	(100.0)	(65.9)	(27.5)	(5.8)		23.6	24.0
係長クラス	100.0	37.1	(100.0)	(44.5)	(49.0)	(5.9)		17.1	38.6
役職なし	100.0	25.4	(100.0)	(47.2)	(35.9)	(14.8)		13.9	54.7
< 勤 続 年 数 >									
1 年 未 満	100.0	4.5	(100.0)	(-)	(78.3)	(21.7)		15.8	74.1
1 年 以 上 2 年 未 満	100.0	10.7	(100.0)	(29.8)	(15.4)	(44.5)		15.7	71.0
2 年 以 上 3 年 未 満	100.0	13.0	(100.0)	(76.0)	(13.4)	(10.6)		23.7	56.0
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	26.8	(100.0)	(27.4)	(48.9)	(18.0)		16.0	54.8
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	20.2	(100.0)	(42.7)	(42.7)	(14.5)		10.9	60.6
10 年 以 上 20 年 未 満	100.0	32.3	(100.0)	(62.1)	(27.6)	(8.1)		21.0	39.3
20 年 以 上	100.0	43.5	(100.0)	(46.0)	(44.7)	(9.0)		12.2	29.3
令 和 元 年 調 査 計	100.0	33.9	(100.0)	(41.6)	(44.2)	(14.1)		16.7	48.9

注：() 内は労使協議機関がある事業所に雇用されている労働者に対する割合である。

- 1) 労使協議機関の有無「不明」を含む。
- 2) 労使協議機関の協議内容等の認知の程度「不明」を含む。

4 個人の処遇等に関する事項

(1) 不平や不満の有無、伝達の有無及び伝達方法

過去3年間（令和3年7月1日から令和6年6月30日までの期間；以下同じ）に自分自身の処遇等についての不平や不満の有無をみると、「ある」32.8%（同33.7%）、「ない」66.6%（同66.2%）となっている。また、事業所等に不平や不満を伝えたことが「ある」労働者は12.2%（同11.7%）となっている。

不平や不満を事業所等に伝えたことが「ある」労働者について、どのような方法で伝えたか（複数回答）をみると、「直接上司へ」74.3%（同77.8%）が最も多くなっている。（第20表）

第20表 不平や不満の有無及び伝達の有無、伝達方法別労働者割合
（令和3年7月1日～令和6年6月30日の3年間）

（単位：％）令和6年

</

注：（ ）内は不平や不満を伝えたことがある労働者に対する割合である。

1) 不平や不満の有無「不明」を含む。

2) 不平や不満の伝達方法「不明」を含む。

3) 令和元年調査は過去3年間（平成28年7月1日～令和元年6月30日）についての結果である。

(2) 不平や不満の内容

過去3年間に不平や不満を事業所等に伝えたことが「ある」労働者について、不平や不満の内容（複数回答）別にみると「日常業務の運営に関すること」44.0%（同46.6%）が最も多く、次いで「人事（人員配置・出向、昇進・昇格等）に関すること」43.2%（同40.9%）、「人間関係に関すること（パワハラを含む）」40.5%（同34.9%）などとなっている（第21表）。

第21表 不平や不満の内容別労働者割合（令和3年7月1日～令和6年6月30日の3年間）

（複数回答）（単位：％）令和6年

区 分	不平や不満を伝えたことがある計 1)	不平や不満の内容									その他
		日常業務の運営に関すること	人事（人員配置・出向、昇進・昇格等）に関すること	勤務延長・再雇用に関すること	教育訓練等に関すること	賃金、労働時間等労働条件に関すること	安全衛生に関すること	福利厚生に関すること	人間関係に関すること（パワハラを含む）	男女差別、セクハラに関すること	
計	100.0	44.0	43.2	5.8	5.8	34.2	2.1	6.1	40.5	3.3	4.7
＜ 性 別 ＞											
男	100.0	45.4	40.8	8.0	2.2	46.3	2.2	5.2	45.8	0.7	3.3
女	100.0	43.1	45.2	4.1	8.5	24.6	2.0	6.6	36.5	5.3	5.9
＜ 就 業 形 態 ＞											
正社員	100.0	44.0	40.7	4.6	4.9	34.6	1.8	6.2	43.4	3.3	4.9
パートタイム労働者	100.0	57.8	62.1	25.2	4.9	25.6	4.9	4.9	25.0	－	4.9
有期契約労働者	100.0	15.0	71.4	－	24.4	22.1	3.2	4.5	22.8	8.4	2.1
嘱託労働者	100.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
＜ 役 職 ＞											
課長クラス以上	100.0	40.6	49.1	0.2	－	42.5	0.2	17.3	25.2	－	－
係長クラス	100.0	49.5	43.5	5.4	6.1	28.1	0.6	1.2	32.2	3.1	11.4
役職なし	100.0	43.0	42.7	6.4	6.2	34.9	2.6	6.3	44.0	3.6	3.4
＜ 勤 続 年 数 ＞											
1年未満	100.0	46.0	9.8	－	10.2	53.9	10.2	15.8	26.1	－	36.2
1年以上2年未満	100.0	33.1	21.7	－	19.2	15.3	－	－	25.9	26.5	－
2年以上3年未満	100.0	53.1	37.9	7.8	0.5	9.8	4.5	18.1	－	－	16.9
3年以上5年未満	100.0	40.7	35.1	－	19.5	29.4	－	8.3	53.5	8.9	－
5年以上10年未満	100.0	52.1	24.0	8.4	3.0	29.3	0.6	5.7	40.1	3.3	4.3
10年以上20年未満	100.0	27.2	46.1	8.3	3.9	44.5	4.6	6.9	41.2	0.9	2.8
20年以上	100.0	57.5	76.2	3.4	3.2	30.3	0.1	0.6	42.3	3.1	4.0
＜ 労 働 組 合 へ の 加 入 状 況 ＞											
労働組合がある	100.0	37.3	54.6	1.2	6.4	27.9	2.3	5.3	43.9	4.0	1.9
加入している	100.0	36.0	52.3	0.8	7.1	28.6	2.7	3.7	44.7	2.9	1.9
加入資格があるが加入していない	100.0	53.7	60.0	7.9	3.0	14.3	－	－	51.5	2.8	－
加入資格がない	100.0	37.2	80.0	－	－	33.8	－	32.9	24.2	20.8	3.5
労働組合がない	100.0	49.1	34.1	9.7	5.3	38.7	1.9	6.9	38.1	2.7	7.2
令和元年調査計 ²⁾	100.0	46.6	40.9	6.8	18.0	41.5	12.7	14.0	34.9	7.2	9.4

注：1) 不平や不満の内容「不明」を含む。

2) 令和元年調査は過去3年間（平成28年7月1日～令和元年6月30日）についての結果である。

(3) 不平や不満の伝達の結果

過去3年間に不平や不満を事業所等に伝えたことが「ある」労働者について、どのような結果が得られたかをみると「納得のいく結果が得られた」11.1%（同18.2%）、「検討中のようなである」25.7%（同24.5%）、「納得のいく結果は得られなかった」55.0%（同45.2%）となっている（第22表）。

第22表 不平や不満の伝達結果別労働者割合（令和3年7月1日～令和6年6月30日の3年間）

（単位：％）令和6年

区 分	不平や不満を 伝えたことが ある 計 1)	不平や不満の伝達結果			
		納得のいく 結果が 得られた	検討中 のよう である	納得のいく 結果は得られ なかった	その他
計	100.0	11.1	25.7	55.0	8.2
< 性 別 >					
男	100.0	8.5	26.6	58.6	6.3
女	100.0	13.1	25.0	52.1	9.7
< 就 業 形 態 >					
正 社 員	100.0	11.7	26.8	56.3	5.2
パートタイム労働者	100.0	7.5	5.6	58.8	28.1
有期契約労働者	100.0	8.9	42.2	18.0	30.8
嘱託労働者	100.0	...	...	...	...
< 役 職 >					
課長クラス以上	100.0	44.9	19.6	35.6	-
係長クラス	100.0	8.5	32.4	45.8	13.2
役職なし	100.0	9.0	24.4	58.9	7.6
< 勤 続 年 数 >					
1 年 未 満	100.0	5.8	14.6	46.3	33.3
1 年 以 上 2 年 未 満	100.0	59.6	12.2	25.3	2.9
2 年 以 上 3 年 未 満	100.0	18.4	19.9	61.7	-
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	13.2	18.3	66.4	2.1
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	6.8	39.3	52.5	1.5
10 年 以 上 20 年 未 満	100.0	15.2	19.3	49.8	15.7
20 年 以 上	100.0	7.0	24.8	60.3	7.8
< 労 働 組 合 へ の 加 入 状 況 >					
労働組合がある	100.0	12.7	26.9	49.5	10.9
加入している	100.0	6.8	29.4	52.5	11.3
加入資格があるが加入していない	100.0	30.2	16.1	42.7	11.0
加入資格がない	100.0	74.5	3.5	16.3	5.7
労働組合がない	100.0	9.9	23.8	60.2	6.1
令和元年調査計 2)	100.0	18.2	24.5	45.2	11.8

注：1) 不平や不満の伝達結果「不明」を含む。

2) 令和元年調査は過去3年間（平成28年7月1日～令和元年6月30日）についての結果である。